「

（E）―N―[(六―クロロ―三―ピリジル)メチル]―N―シアノ―N―メチルアセトアミジン及びN―(二―ベンジル―N・N―ジメチル―N―(二・二・六―トリメチルベンジル)アンモニウム塩化物	○・○七以下		
	○・○○二以下		
二―(二―クロロ―一・三―チアゾリルメチル)―一・二・三―四―テトラヒドロ―三・五―ジニトロ―一・三・五―トリアゾシン及びN―(二―ベンジル―N・N―ジメチル―N―(二・二・六―トリメチルベンジル)アンモニウム塩化物	○・一以下		
	○・○一以下		

」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年五月十日から施行する。

○農林水産省告示第五百九十号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（平成十六年十一月二十日農林水産省告示第二千五十五号）は、廃止する。

平成二十二年四月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一　基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものである。

協同農業普及事業は昭和二十三年の発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、戦後の食料増産に始まり、農業経営の育成、産地の育成、農業の生産性の向上等の農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきたところである。

農業は、国民の生命を支える食と国民が安心して暮らせる環境を維持するために必要不可欠なものであるが、近年、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等が進み、農業の食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。一方、新興国の人口増加及び経済発展、地球規模の気候変動の影響等を背景として、世界の食料需給はひっ迫基調にある。

このため、協同農業普及事業については、食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう適切に運営するものとする。

また、協同農業普及事業の運営に当たり、普及指導員が、

一　スペシャリスト機能（農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能）

二　コーディネート機能（地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能）

の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結び付きの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

第二　普及指導活動の基本的な課題

次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ取り組むものとする。

一　食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援

食料自給率の向上に向け、戸別所得補償制度の導入も踏まえ、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の需要に応じた生産拡大並びに生産性及び品質の向上に向けた取組に対する支援を行う。その際、これらの需要の確保に向けた耕畜連携等の取組に対する支援を行う。

二　農業・農村の六次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援

地産地消の推進等加工、直接販売等による農畜産物等（農畜産物の加工品を含む。）の付加価値の向上、地域資源を活用した産業の創出の取組に対する支援を行う。

また、消費者・実需者ニーズに応じた農畜産物等の供給に加え、当該ニーズの創出、生産コストの縮減等の産地の戦略的な取組に対する支援を行う。

三　意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等

地域農業の担い手の中心となる家族農業経営の経営改善の取組に対する支援を行うとともに、集落営農、法人経営、新規就農者等の意欲ある多様な農業経営の育成及び確保に取り組む。

また、女性の農業経営への参画及び起業活動並びに高齢者の豊富な知識等を活かした取組に対する支援を行う。

四　食品の安全性向上に向けた取組に対する支援

生産現場におけるリスク管理措置の実施及び資材の適正な使用の取組に対する支援を行うとともに、これらの取組を組み込んだ農業生産工程管理の導入及びその内容の高度化等に対する支援を行う。

五　持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援

環境負荷の低減に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果が高い農業生産に向けて、総合的病害虫・雑草管理、有機農業等の取組に対する支援を行う。

また、地球温暖化に適応する農業生産に向けた取組に対する支援を行う。

六　農村の振興に向けた取組に対する支援

農村の振興に向け、鳥獣被害対策の推進、遊休農地の有効利用、多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動の推進等の取組に対する支援を行う。

第三　普及指導員の配置に関する基本的事項

普及指導員に求められる機能が十分に発揮され、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう、普及指導員を配置するものとする。

その際、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法を総括して、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上の支援等を担う者又は組織の明確化に配慮するものとする。また、試験研究機関及び農業者研修教育施設との連携の確保に配慮するものとする。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努めるものとする。

第四　普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員に対する研修の充実強化等に努めるものとする。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努めるものとする。

一　向上を図るべき資質

向上を図るべき資質として、

ア　農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識

イ　地域農業における課題の明確化、当該課題に対応するための方策の策定及び実施等への支援に関する技術及び知識

については、すべての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質であり、その継続的な向上を図る必要がある。

また、マーケティングに係る資質については、今後、消費者等のニーズに応じた農畜産物等の安定供給と付加価値の向上に向けた取組に対する支援を一層強化していくため、その向上を図る必要がある。